

禁無断転載

2025 年度
第 55 回 福祉住環境コーディネーター
検定試験[®]

1 級・前半
(多肢選択式)

【制限時間 90分】

※営利目的での利用は禁止します

第1問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第1問 設問(1)

わが国の出生率や高齢化率、平均寿命などに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① わが国では、感染症予防や疾病を早期発見する保健システムの構築を通して、すべての国民がいつでもどこでも平等に医療機関にかかり、医療技術の進歩を享受できる国民皆保険のしくみを1961(昭和36)年に実現している。
- ② わが国の2024年の合計特殊出生率は、過去最低であった前年の1.20から0.05ポイント上回る1.25となつたが、2010(平成22)年からの総人口の減少に歯止めがかからない状況下にある。
- ③ 令和3年版高齢社会白書によると、1971(昭和46)～1974(昭和49)年生まれの「第二次ベビーブーム世代」がすべて75歳以上に達する2050(令和32)年には、高齢化率が3割に達すると予測されている。
- ④ わが国における平均寿命と健康寿命の差が、女性で約6歳、男性で約5歳であるとされていることから、わが国の高齢者が日常生活において介護を必要とする期間は、平均すると5～6年であると捉えることができる。

※営利目的での利用は禁止します

第1問 設問（2）

福祉住環境コーディネーター1級の目標と役割などに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 福祉住環境コーディネーター1級は、3級および2級の福祉住環境コーディネーターに対して助言・指導を行い、その活動をリードする自覚をもつ必要があることから、住宅改修等の事例検討・研究会や現任研修会、あるいは個別指導の場における後進への指導も必要な役割となる。
- ② 福祉住環境コーディネーターは、生活者である利用者を対象とするヒューマンサービスに携わる専門職であり、「法と人道に反する行為をしない」という公民としての倫理にのっとることが絶対条件となる。このことについて後進を指導していくことも不可欠の責務である。
- ③ 福祉住環境コーディネーターは、法律で定められた「名称独占」資格である。検定試験の合格者のみが福祉住環境コーディネーターを名乗ることができ、名称独占資格取得者として専門性への自覚と高い倫理性が求められる。
- ④ ソーシャルワークにおける専門性は、「職業的倫理」「職業的専門知識」「職業的専門技術」の3つで示すことが一般的とされているが、このうちの「職業的倫理」で重視すべき視点は人権の擁護、自立支援、守秘義務等であり、このことは福祉住環境コーディネーターにもあてはまる。

※営利目的での利用は禁止します

第1問 設問（3）

社会福祉施策の整備に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 戦後、さまざまな社会福祉制度の整備が進められたが、その制度体系の大枠を示したのが1950（昭和25）年の社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」である。この勧告を受け、以降、順次制定された福祉六法において、地域社会との接点を踏まえた在宅福祉サービスの整備が進められた。
- (b) 「社会福祉法」の前身である「社会福祉事業法」は1951（昭和26）年に制定された。制定当時には、社会福祉は社会福祉事業経営者や関係者のみによって進められるものという考え方方が明確にあり、「社会福祉事業法」のどこにも「地域社会」や「地域住民」という言葉は存在しない。
- (c) 2000（平成12）年5月、「社会福祉事業法」の改称・改正により「社会福祉法」が成立した。同法は、法の中に「地域福祉」という言葉が登場した初めての法律である。福祉コミュニティづくりにかかわる重要な改正事項として、地域福祉を法定化したこと、地域住民を地域福祉の推進主体に位置づけたこと、の2点が挙げられる。
- (d) 「社会福祉法」の2018（平成30）年4月施行の改正では、地域福祉の推進の理念を実現するため、市町村の責務として、従来は策定が任意だった市町村地域福祉計画の策定が法的義務化された。また、地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境整備に取り組むことも併せて法的義務化された。

- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○
② (a)○ (b)○ (c)× (d)×
③ (a)× (b)○ (c)○ (d)×
④ (a)○ (b)× (c)× (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第1問 設問（4）

福祉コミュニティづくりの多様な主体に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 高齢者が集まる場として、デイサービスが参加者を要介護者に限定した「サービス提供の場」であるのに対して、老人福祉センターや社会福祉協議会が提供する「ふれあい・いきいきサロン」は、専門スタッフによる「場や設備の提供」という特徴を有している。
- (b) 「社会福祉法」では、福祉サービス利用援助事業や運営適正化委員会の運営等を社会福祉協議会の事業に位置づけることで、福祉サービス利用者の保護、利用者の立場に立った社会福祉の推進という社会福祉協議会の役割が明確にされている。
- (c) 「赤い羽根」をシンボルとする共同募金は、毎年10月1日から12月31日までの3か月間、各都道府県単位にある共同募金会が主体となって行われる募金活動であり、都道府県内で募金を集め、その全額を日本赤十字社を通して地域赤十字奉仕団に配分することを原則としている。
- (d) 一般に最もなじみがある地縁組織として町内会や自治会などが挙げられる。さまざまな名称で呼ばれているこれらの地縁組織は、法に定められた組織ではなく、加入義務のある組織でもないが、地域住民の生活にとって重要な役割を果たしていることが多い。

- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○
② (a)○ (b)○ (c)× (d)×
③ (a)× (b)○ (c)× (d)○
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第2問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第2問 設問(1)

災害における要配慮者と防災対策に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「災害対策基本法」では、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害時に自力での避難が困難で支援が必要な者を避難行動要支援者と定義し、避難行動要支援者に対する避難支援等をするための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけている。
- ② 防災については、地域社会に期待される役割も大きい。各地域には、地方自治体の支援の下、町内会・自治会が中心となって消防団が結成されており、平常時には防災訓練、啓発、機材整備などを行い、災害時には初期対応、避難誘導、情報伝達などを行うこととなっている。
- ③ 「災害対策基本法」に基づき市町村が指定する指定一般避難所は、津波警報や洪水警報が発出され危険が迫っているときに、とりあえず命を守るために逃げる施設や場所であり、災害の種類ごと（洪水、津波、地震、噴火等）に指定されている。目的はとりあえず命を守ることであり、一定期間の滞在を前提にしているものではない。
- ④ 「災害対策基本法」に基づく福祉避難所には、協定等により福祉避難所として確保している施設等も含まれ、平常時に市町村と当該施設の間で協定を結んでおき、災害発生後、市町村長が必要だと判断した場合に開設される。利用できるのは要介護高齢者及び障害者に限られており、それ以外の者は利用することができない。

※営利目的での利用は禁止します

第2問 設問（2）

個人情報保護に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「個人情報保護法」の対象になる個人情報とは、「生存する個人を特定できる情報」のことである。ただし、その情報の内容が相続などに影響するような場合などは、死者の情報であっても個人情報に該当する可能性がある。なお、団体や法人に関する情報は個人情報ではない。
- ② 個人情報の中でも、不当な差別や偏見、不利益な扱いが生じないように特に取り扱いに配慮が必要な情報を要配慮個人情報という。個人情報は、事後的に本人から請求があれば提供を停止することを条件にして個人情報保護委員会に届け出をすれば、あらかじめ本人の同意がなくても第三者に提供することが可能であるが、要配慮個人情報についてはそのような取り扱いは認められない。
- ③ 「社会福祉士及び介護福祉士法」では社会福祉士および介護福祉士に守秘義務を課していないが、福祉や介護や医療などの専門のサービス提供分野では特に個人情報の慎重な取り扱いや秘密保持の徹底が当然に求められている。ボランティア団体や地域住民組織なども、事業のために個人情報を利用していれば「個人情報保護法」の適用対象になる。
- ④ 個人情報保護に対する過剰反応については「個人情報保護法」の創設時にも話題になり、その結果、第1条に「個人情報の有用性に配慮しつつ」という文言が入った経緯がある。たとえば、高齢者だけの世帯や孤立しがちな子育て世帯などを見守ったり支援したりするためには、一定のルールを決め、必要な範囲に限定したうえで関係者が情報を共有する場合があっても良いと考えられる。

※営利目的での利用は禁止します

第2問 設問（3）

高齢者の心身の衰弱や介護予防に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 介護予防のスクリーニングには、適切な介入が実施されなければならず、介入に対する評価が必要となる。介入にはさまざまなことが影響を及ぼす可能性があるが、測定に影響を及ぼす代表的な要因のうち、対象者が「介護予防」に参加していることがわかっているがために、よい結果を出そうと心がける効果のことをローゼンソール効果という。
- (b) 「フレイル」について、Friedらによる最も有名な操作的定義では、「体重減少」「身体活動の低下」「歩行速度の低下」「筋力低下」「低栄養」の5項目に対して虚弱を定義し、虚弱症状がない群と比較し、3つ以上の症状を有する場合に「フレイル」と判定される。
- (c) 加齢に伴う運動器の障害のうち、骨格系では特に骨粗鬆症とそれに伴う（転倒などの軽微な外傷によって引き起こされる）骨折が問題となる。加齢に伴う骨や関節などの運動器障害により自立度が低下し、要支援あるいは要介護になる危険のある状態を示す用語を「サルコペニア」という。
- (d) 口腔機能、特に咀嚼機能や嚥下機能の低下は、低栄養を容易に引き起こす可能性が高い。特に肉類などの比較的硬い食品の摂取量は高齢になるほど低下しやすく、動物性たんぱく質の摂取低下は血中のアルブミン濃度の低下をもたらしやすく、低栄養の状態をもたらすことになる。

- ① (a)× (b)○ (c)○ (d)×
- ② (a)× (b)× (c)○ (d)○
- ③ (a)○ (b)○ (c)× (d)×
- ④ (a)○ (b)× (c)× (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第2問 設問（4）

介護保険制度における介護予防ケアマネジメントに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① わが国では2000（平成12）年4月に施行された「介護保険法」によって「ケアマネジメント」が制度化されたが、2006（平成18）年4月施行の改正「介護保険法」によって「予防重視型システムへの転換」が図られ、新たに「地域支援事業」と「新予防給付」が創設されて「介護予防ケアマネジメント」が行われることとなった。
- ② 2006（平成18）年4月施行の改正「介護保険法」によって開始された介護予防事業は、2015（平成27）年4月施行の改正「介護保険法」によって、一次予防事業・二次予防事業として再編された。一次予防事業には介護予防普及啓発事業等が含まれ、二次予防事業には対象者の把握事業および通所型と訪問型の介護予防事業等が含まれている。
- ③ 介護予防ケアマネジメントの流れとして、介護予防ケアプラン原案を作成した後は、サービス担当者会議を開催することになる。サービス担当者会議の参加者は、利用者や家族、介護予防ケアプラン作成者、サービス事業担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者などである。
- ④ 2015（平成27）年4月施行の改正「介護保険法」において、新しい事業の一つとして生活支援・介護予防サービスの体制整備と充実が挙げられている。これは生活支援や介護予防のサービスの充実を通して高齢者の社会参加を図り、社会的役割をもつことで生きがいや介護予防に資するものとされている。

※営利目的での利用は禁止します

第3問 設問(1) (各1点×4)

SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標) に関する次の(a)～(d)の記述の【ア】～【エ】の部分にあてはまる最も適切な語句を、①～④の中から1つ選びなさい。

(a) SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための【ア】アジェンダ」に記載された、【ア】年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことである。

- ①2025 ②2030 ③2035 ④2050

(b) SDGsは【イ】のゴール（意欲目標）を掲げている。これらのうち、目標3（福祉と医療によりすべての人々の健康的な生活を確保すること）と目標11（包摂的、安全・強靭で持続可能な都市と居住環境を構築すること）は、福祉住環境に特に関連が深いといえる。

- ①15 ②17 ③20 ④23

(c) SDGsでは、169の【ウ】のうち、用語として「福祉」を含むものが2件、「住宅」を含むものが1件、「介護」を含むものが1件、「高齢者」を含むものが3件、「障害者」を含むものが7件、挙げられている。

- ①ターゲット ②インジケーター ③オブジェクティブ ④マニフェスト

(d) SDGsは日本でも積極的に取り組むべき目標としてあらゆる政策にかかわっており、内閣府の「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、日本の文脈に即して再構成した8分野の【エ】を挙げている。

- ①主要原則 ②重点項目 ③達成目標 ④優先課題

※営利目的での利用は禁止します

第3問 設問(2) (各1点×4)

福祉コミュニティづくりの多様な主体に関する次の(a)～(d)の記述の【ア】～【エ】の部分にあってはまる最も適切な語句を、①～④の中から1つ選びなさい。

(a) 特定非営利活動法人(NPO法人)は、「目的」が一定の要件を満たすとともに、【ア】の社員、理事3人並びに監事1人以上の配置、年1回以上の総会開催、簿記の原則に従った適切な会計処理等を行うことで、NPO法人格の取得が可能となる。

- ①1人以上 ②3人以上 ③5人以上 ④10人以上

(b) 生活協同組合(生協)は、「消費生活協同組合法(生協法)」に根拠をもち、【イ】を使命とする、一定の地域や職域の単位で結成される人と人との結合体である。

- ①地域社会への貢献 ②組合員への最大奉仕
③消費生活の向上 ④住民による互助活動

(c) 民生委員は、全員が自動的に児童委員であることが「【ウ】」によって定められており、民生委員の地域単位の集まりである民生委員協議会ごとに、その規模に応じて2～3人が主任児童委員として配置されている。

- ①民生委員法 ②児童福祉法 ③社会福祉法
④母子及び父子並びに寡婦福祉法(旧・母子福祉法)

(d) 営利を追求することを目的として存在している企業も、社会の一員として役割を果たす責務をもっている。企業の活動のうち、【エ】は、純粋な非営利活動ではなく、消費者や投資家等の利害関係者に説明責任を果たすというような企業の経済活動の一環としての活動も含むとされている。

- ①企業市民 ②フィランソロピー ③メセナ ④C S R

※営利目的での利用は禁止します

第3問 設問(3) (各1点×4)

判断能力が不十分な人の権利擁護に関する次の(a)～(d)の記述の【ア】～【エ】の部分にあてはまる最も適切な語句を、①～④の中から1つ選びなさい。

(a) 「民法」は、【ア】の者は判断能力が不十分であるとして、一律に親に保護者としての権限を与える、【ア】の者が親の同意なしに結んだ契約などの法律行為は取り消すことができると規定している。

- ①15歳未満 ②18歳未満 ③18歳到達年度の末日まで ④20歳未満

(b) 法定後見制度は、ある時点で、すでに判断能力が一定以上低下している人の権利を守るために、【イ】の親族や配偶者、市町村長などの申立に基づいて家庭裁判所が審判を行い、誰を保護者にするかや、その保護者に付与する権限の内容などを決定する制度である。

- ①三親等以内 ②四親等以内 ③五親等以内 ④六親等以内

(c) 法定後見制度における保護者に与えられる権限は、保護を受ける本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「【ウ】」の3段階（類型）に分かれている。

- ①支援 ②監督 ③援助 ④補助

(d) 任意後見制度は、判断能力のある人が、将来、判断能力が低下したときに受けたい支援内容自分で考え、それを実行してもらう契約を、自分で選んだ人との間で公正証書によって結んでおき、その後、実際に本人の判断能力が低下した段階で、あらかじめ頼まれていた人が後見人として正式に事務を開始する、「【エ】」によって定められた制度である。

- ①民法 ②成年後見法 ③社会福祉法 ④任意後見契約に関する法律

※営利目的での利用は禁止します

第4問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第4問 設問(1)

認知症に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 認知症で障害される知的機能とは、記憶、判断、抽象的思考、高次皮質機能（言語、認識、行為）などの総合的な脳機能あるいは能力ということができる。
- ② 現在、わが国で認知症の原因として最も多いのは脳血管性認知症であり、約80%と推定されている。そのほか、アルツハイマー型認知症、前頭側頭型認知症、あるいはレビー小体型認知症なども認知症の主要な原疾患である。
- ③ 近年世界各地で実施されている長期縦断疫学研究で明らかにされてきた認知症の危険因子あるいは予防因子として、生活習慣の関与が挙げられる。認知症の症状発現を規定する因子は、脳病変、脳の老化に加えて、脳を使う生活、あるいは食事などの関与が大きいことが明らかにされつつある。
- ④ 認知症の症状として、抽象思考の障害、判断の障害、失行、失認、失語などの認知障害は認知症の本質的な症状であり、中核症状と呼ばれている。それに対し、妄想、幻覚、不安、焦燥、多弁、多動、異食、過食、徘徊、不潔、暴力、暴言などの必ずしも認知障害といえない行動的な障害は行動・心理症状と呼ばれている。

※営利目的での利用は禁止します

第4問 設問（2）

認知症に対する施策などに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 2015（平成27）年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定された。この新オレンジプランは、厚生労働省と財務省が共同して作成したものであり、国家戦略として2省庁間で横断的に認知症施策に取り組むこととなったことが特徴として挙げられる。
- ② 2019（令和元）年6月に国は「認知症施策推進大綱」を公表した。この大綱では、認知症予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取り組みを促し、結果として「70歳代での発症を10年間で1歳遅らせる」ことを目標として設定している。
- ③ 認知症高齢者に対する地域ケアに関する制度的取り組みの代表的なものに「地域密着型サービス」がある。地域密着型サービスにおいては、事業者の指定・指導監督はそれまでの介護保険サービスと同様に都道府県が担うが、サービスは事業所のある市町村の住民のみが利用することができる。
- ④ 認知症関連の地域資源ネットワーク化が進められる中で、認知症高齢者本人や家族に対する地域全体での継続的な支援を目的とし、認知症について正しい知識をもち、地域や職域で認知症の人や家族を見守り支援する「認知症地域支援推進員」の養成が推進されている。

※営利目的での利用は禁止します

第4問 設問（3）

障害者に関する法律に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 2011（平成23）年8月に「障害者基本法」が改正された。この改正では、障害者が日常生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するのではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるという「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害の範囲を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害」とする見直しを行った。
- (b) 児童、高齢者の分野に統一して障害者の分野でも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が2011（平成23）年に制定された（2012（平成24）年10月施行）。この法律では、学校、保育所、医療機関の管理者に、虐待防止の措置をとることまで義務づけていないが、通報の対象としている。
- (c) 2013（平成25）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定された（2016（平成28）年4月施行）。これにより、障害者の人権保障に関する国内法が整備され、国は国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を2014（平成26）年1月に批准し、条約が発効した。
- (d) 2014（平成26）年に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」は、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に医療保険制度からの拠出金を充てることができるようとするなど、公平かつ安定的な制度を確立するための対策として成立した。

- ① (a)× (b)○ (c)× (d)○
② (a)○ (b)× (c)× (d)○
③ (a)× (b)○ (c)○ (d)×
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第4問 設問（4）

「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の成立までの流れに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 2003（平成15）年、障害者福祉サービスの利用方法について、従来の措置制度が変更され、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、障害者みずからがサービスを選択して事業者と対等な関係に基づく契約によりサービスを利用する支援費制度が施行された。
- ② 2005（平成17）年、「障害者自立支援法」が成立した（2006（平成18）年施行）が、この法律の特徴の一つとして、それまで一括りにされていた障害施策を、身体障害、知的障害、精神障害の3分野に分けて体系化したことが挙げられる。
- ③ 「障害者自立支援法」は、2012（平成24）年6月に「障害者総合支援法」に改正され、2013（平成25）年4月から施行された。「障害者総合支援法」では、「障害者自立支援法」からの見直しとして、それまでの「障害程度区分」を改め、障害者の範囲から難病患者を外したうえで、新たに「障害支援区分」が創設された。
- ④ 「障害者総合支援法」が規定する障害者には、障害者手帳をもたない発達障害者は含まれない。発達障害者に対する支援は、「発達障害者支援法」において規定されており、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、就労支援、地域における生活支援、家族に対する支援などを効果的・継続的に一貫して行うこととされている。

※営利目的での利用は禁止します

第5問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第5問 設問(1)

「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」のサービスに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「障害者総合支援法」によるサービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれており、いずれのサービスを利用できるかは、種別1から種別6までの6種別の障害種別により決められる。
- ② 「障害者総合支援法」によるサービスである「自立支援給付」のうち「介護給付費」は、原則として障害支援区分によって対象者を決定する。ただし、一定の年齢以上などの場合には低い支援区分でも対象になる。
- ③ 「障害者総合支援法」によるサービスである「自立支援給付」のうち「訓練等給付費」は、原則として障害支援区分にかかわらず利用希望者は対象となる。しかし、サービス内容に適合しない場合には対象外となる。
- ④ 「障害者総合支援法」によるサービスである「地域生活支援事業」のうち、市町村必須事業には、理解促進研修・啓発事業や相談支援事業、成年後見制度利用支援事業などがある。これらの事業は市町村で必ず行う事業であるが、事業者に委託することは可能である。

※営利目的での利用は禁止します

第5問 設問（2）

障害者支援に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 従来、精神保健福祉行政は都道府県と保健所を中心に行わされてきたが、近年では市町村の役割が大きくなっている。1994（平成6）年に制定された「地域保健法」に基づく基本方針においても、精神障害者の社会復帰対策のうち身近で利用頻度の高いサービスは、市町村保健センターなどにおいて、保健所の協力を得て実施することが望ましいとされている。
- (b) 障害者と事業者が雇用契約を結び働く「福祉的就労」においては、「障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）」により障害者雇用率制度が設けられている。これにより、一般の民間企業主は法定雇用率以上の数を雇用しなければならないと義務づけられているが、雇用率に達していない一般企業が多いのが現状である。
- (c) 公共職業安定所（ハローワーク）では、精神障害者の求職者に対して、精神障害に関する専門的規定に基づいてカウンセリングなどを行う「精神障害者就職サポート」が支援を行っている。また、地域障害者就労支援事業として障害者就労支援チームを全国のハローワークでつくり、就労の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開している。
- (d) 障害者雇用の相談・支援機関として、「障害者就業・生活支援センター」が各都道府県に設置され、職業カウンセラーなどの専門職を擁し、職業評価、職業指導、職業準備訓練などの支援を行っている。また、障害者の身近な地域においては、「地域障害者職業センター」に就労支援ワーカーと生活支援ワーカーが配属され、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行っている。

- ① (a)× (b)○ (c)○ (d)×
- ② (a)× (b)○ (c)× (d)○
- ③ (a)○ (b)× (c)× (d)○
- ④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第5問 設問（3）

ユニバーサルデザインのまちづくりに関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 「バリアフリー法」（※）の基本方針では、移動等円滑化のための施設整備の数値目標が設定されており、市町村は、地域の諸計画と連携して一体的、総合的にこれらの目標を達成するために「移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタートップラン）」や「バリアフリー基本構想」の策定を行うこととされている。
（※）「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
- (b) バリアフリー基本構想の作成の際、市町村や事業所などの監視を目的に、「協議会」が法律で位置づけられている。協議会は、第三者である、建築・福祉・介護等の学識経験者により構成するものとされ、中立的な立場から専門的知識と経験をもって基本構想のチェック機能を担う。
- (c) バリアフリー基本構想については、住民等が自主的に地域のバリアフリー基本構想を提案する住民提案制度が法に規定されている。また、地方公共団体の福祉のまちづくり条例の中には、公共施設のバリアフリー整備のために住民意見を聴取する条文を導入し、そのための手続きを定めているところも見られる。
- (d) 「バリアフリー法」では、施設管理者の責務が明示され、一定の建築物について、新設、既存を問わず移動等円滑化基準への適合が義務づけされている。基準への適合を怠った場合には罰則も適用される。

- ① (a)○ (b)× (c)○ (d)○
② (a)× (b)○ (c)× (d)○
③ (a)× (b)○ (c)× (d)×
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第5問 設問（4）

「バリアフリー法」による「建築物移動等円滑化基準」に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「バリアフリー法」では、一定の建築物について、バリアフリー化の基準である「建築物移動等円滑化基準」への適合を求めており、これを特別特定建築物という。不特定多数もしくは高齢者、障害者等が主として利用する建築物で、法令では、病院・診療所や劇場など、その用途が定められている。
- ② 「建築物移動等円滑化基準」において、対象建築物内でバリアフリー化の整備対象となる施設を建築物特定施設といい、出入り口や廊下、階段等が定められている。ホテル・旅館の客室もその対象であり、同基準では、すべてのホテル・旅館に対し、客室総数の1%（端数は切り上げ）以上を車椅子使用者用客室として整備しなければならないとしている。
- ③ 「バリアフリー条例」では、バリアフリー化の基準である「建築物移動等円滑化基準」への適合の対象建築物やその規模等を、地方公共団体が地域の実情に応じて「バリアフリー法」よりも拡大することができる。たとえば、「バリアフリー法」では2,000m²以上の公立小中学校等を対象としているが、東京都の条例では床面積を問わず、またすべての学校を対象としている。
- ④ 「バリアフリー法」では、施設管理者への責務が強化され、施設整備だけではなく良好な状態での施設維持・管理やバリアフリー化情報の提供が求められている。建築主に対する法令違反の罰則規定としては、「建築物移動等円滑化基準」を遵守しない法令違反、命令違反や、「バリアフリー基本構想」の実施勧告違反等に対しては罰金が科される。

※営利目的での利用は禁止します

第6問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第6問 設問(1)

「バリアフリー法」による公共交通機関の整備に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「バリアフリー法」による「公共交通移動等円滑化基準」では、旅客施設や車両等の構造および設備といった公共交通におけるハード基準が示されており、義務として遵守が求められる一方、役務の提供などソフト基準は示されていない。ソフト面の規制については「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」があるが、指針にとどまり義務とはされない。
- ② 「バリアフリー法」による「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、公共交通等に関する移動等円滑化の整備目標が示されている。鉄道駅については、(1)段差の解消、(2)視覚障害者誘導用ブロック、(3)案内設備、(4)障害者用トイレについて目標が定められているが、2019（令和元）年度末で達成率はいずれも50%未満と低く、2025（令和7）年度までの目標を達成することは困難な状況である。
- ③ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」は、2020（令和2）年12月に、2021年度からの目標について見直しが行われ、地方部でのバリアフリー化の一層の推進を目指して、鉄道駅、バスターミナルで目標の対象となる施設が拡大された。1日平均利用者数3,000人以上の施設に加え、1日平均利用者数2,000人以上3,000人未満で、市町村が定める重点整備地区内の生活関連施設である施設も対象となる。
- ④ 乗合バスにおけるノンステップバスの整備の変化を時系列でみると、2020（令和2）年までの20年で整備割合は5割以上増加しており、毎年着実に整備が進んでいる。また、都市間路線バス、特に空港アクセスバスではリフト付きバスの運行が増えており、東京オリンピック・パラリンピック（2021（令和3）年開催）以降、空港アクセスバスではほぼすべての車両にリフトが装備されている。

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

第6問 設問（2）

鉄道の施設・車両の整備に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「バリアフリー法」による「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、大規模な鉄道駅について、高齢者、障害者等にとって主要なルートが明確になるよう、当該駅および周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの一本化を進めている。
- ② 鉄道駅のプラットホームと車両乗降口の間には、旅客の円滑な乗降と列車の安全な走行に支障がないよう一定の段差・隙間が設けられており、通常、車椅子利用者等が乗降する際には渡り板が必要となる。車椅子利用者等が駅員の助けを借りずに乗降できるよう、車両ドアの下枠部分に段差・隙間を解消するための「くし状ゴム」を設置した車両が開発されている。
- ③ 鉄道駅のホームからの転落件数のうち、視覚障害者の占める割合は2～3%であり、その大半は一般利用者が占めている。転落件数の推移をみると、視覚障害者の件数は2015（平成27）年度をピークに減少傾向にあるが、一般利用者を含めた全利用者の駅ホームからの転落件数も2014（平成26）年度をピークに減少している。
- ④ 鉄道駅のホームドアには、横開き式と昇降式がある。一般的に、いずれの方式でもホームドア開口部と車両ドア開口部の位置が一致しており、ホームドア開口時の事故防止のため、開口部が大きくなりすぎないよう設計されている。

※営利目的での利用は禁止します

第6問 設問（3）

「バリアフリー法」による「道路移動等円滑化基準」およびガイドラインに関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 道路移動等円滑化基準では、歩道等の舗装について、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造と、平坦で滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げを規定している。雨水対策としては、透水性舗装を行うとしている。
- (b) 歩道等の縁石は車道端を明示する目的をもち、歩道や分離帯と車道との境界に沿って設けられる。道路移動等円滑化基準では、車道等に対する縁石の高さは15cm以上で、最大25cmまで高くすることができ、必要に応じて5cmまで低くすることができる。
- (c) 歩道構造形式には、フラット型、セミフラット型、マウントアップ型の3種類があり、ガイドラインではこのうち、車道との高低差が最も小さく、波打ち歩道にならないフラット型を歩道整備の基本としている。一方、乗合自動車停留所（バス停）を設ける歩道は、ノンステップバスへの車椅子使用者の乗降を考慮して15cmのマウントアップ歩道を標準とする。
- (d) 道路移動等円滑化基準では、歩道と車道を分離しない道路で、歩車道非分離に係る経過措置を適用する場合、自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保するための措置を講ずることとしている。具体的には、道路幅員を明示した標識を重点的に配置することにより自動車を減速させる方法が示されている。

- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○
- ② (a)○ (b)○ (c)× (d)×
- ③ (a)× (b)○ (c)○ (d)×
- ④ (a)○ (b)× (c)× (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第6問 設問(4)

公園環境の整備に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 1993（平成5）年、東京都ではハートフルパーク事業が施行され、同時に開催された国際シンポジウムにおいて、ユニバーサルデザインという言葉が公園について初めて使用された。わが国初のユニバーサルデザインによる公園施設は、1997（平成9）年、この事業を受けてバリアフリー化が進められた上野恩賜公園内の諸施設である。
- (b) 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」では、園路および広場、屋根付広場、休憩所等の12の特定公園施設について、それぞれが満たすべき基準を定めている。たとえば、便所については、公園内に複数の便所を設ける場合、少なくとも1つには多機能便房を設けることが望ましいとしている。
- (c) 「バリアフリー法」では、特定公園施設を結ぶ1以上の円滑な園路（移動等円滑化園路）を備えなければならないと規定しているが、ここで定める園路以外は柔軟に対応することができる。たとえば、自然保護区域、日本庭園等、公園の魅力を形づくるような場所については、必ずしも円滑化にこだわらず、移動等円滑化園路とは別の園路でアクセスできるようにすることも可能である。
- (d) 体力のない人にとっての行き先情報はきわめて大切である。バリアに遭遇して引き返さざるを得なくなれば、大きな身体的負担を強いることになる。情報提供を行う場所は、公園の出入り口および主な分岐点、施設の出入り口等が適切である。また、利用者が自分の体力や興味に応じてその園路を選択するかどうかを判断するために必要な情報として、坂の程度、道幅の傾き、園路の幅などがある。

- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○
② (a)○ (b)○ (c)× (d)×
③ (a)○ (b)× (c)○ (d)×
④ (a)× (b)○ (c)× (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第7問 設問(1) (各1点×4)

ユニバーサルデザインに関する次の(a)～(d)の記述の【ア】～【エ】部分にあてはまる最も適切な語句を下記の①～④の中から1つ選びなさい。

(a) ロナルド・メイスらが提案した「【ア】・ハウジング」とは、最初から「完全」なアクセシブルデザインにするのではなく、段差の解消や、移動スペースや方向転換のスペースの確保など基本的なアクセシブル条件のみを確保し、利用者や入居者に応じて特別なコスト負担がなく容易に空間変更や設備付加が可能なデザインのことである。

- ①インクルーシブ ②アダプタブル ③ユニバーサル ④バリアフリー

(b) 日本におけるユニバーサルデザインの原点といえば、1970年代初頭に仙台市で生まれた「【イ】運動」にさかのぼることができる。障害のある市民は、1969（昭和44）年、国際リハビリテーション協会が定めたばかりの「国際シンボルマーク」に強い共感を示し、市内の公共施設や大規模商業施設を国際シンボルマークの基準に改造するよう求める運動を展開した。

- ①自立生活 ②心のバリアフリー ③福祉のまちづくり ④地域社会づくり

(c) 2005（平成17）年、国土交通省は、これからの中高齢社会における社会資本整備の考え方と目標を取りまとめ、「ユニバーサルデザイン【ウ】」として発表した。この【ウ】を実現する法制度として、「バリアフリー法」（※）（2006（平成18）年）が誕生した。

（※）「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

- ①政策大綱 ②基本構想 ③行動計画 ④ガイドライン

(d) 2019（令和元）年12月に竣工した国立競技場の建設プロセスでは、当初案が白紙になり、再度の建設事業者選定に当たり日本スポーツ振興センターが打ち出したのが「関係する利用当事者が参加したユニバーサルデザイン【エ】」であった。この結果、当事者団体等が参加した【エ】では、活発な意見交換が行われ、その都度設計が修正され、その修正案を確認するという手順が踏まれた。

- ①有識者会議 ②公聴会 ③ワークショップ ④パブリックコメント

※営利目的での利用は禁止します

第7問 設問(2) (各1点×4)

ユニバーサルデザイン環境の整備手法に関する次の(a)～(d)の記述の【ア】～【エ】部分にあてはまる最も適切な語句を下記の①～④の中から1つ選びなさい。

(a) 【ア】とは、一つひとつのプロジェクトの成功事例や失敗経験を重ね合わせてよりよいバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に発展させていく考え方であり、継続的なスキルアップの実行プロセスである。「バリアフリー法」の基本方針では、移動等円滑化の内容の策定にあたっては、【ア】を図ることが重要だとしている。

- ①アウトリーク ②エンパワメント ③スパイラルアップ ④フォローアップ

(b) 公共トイレにおける操作系設備の配置は、JIS S 0026基準(ISO 19026)によって定められている。この基準では、【イ】ボタン、便器洗浄ボタン、紙巻器の配置および設置寸法が示されている。

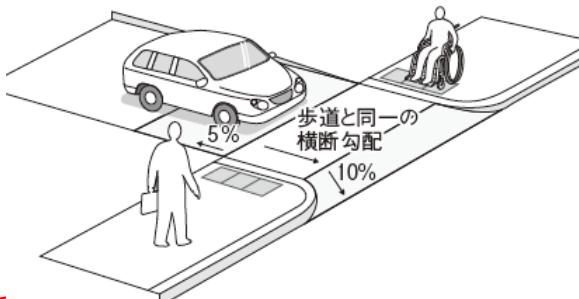
- ①照明 ②換気扇 ③呼出し ④洗浄シャワー

(c) 国土交通省では2020（令和2）年度までに、約44,000台の福祉タクシー（【ウ】タクシーを含む）を導入することが目標とされていた。導入台数からみると、2010（平成22）年は目標値に対する整備率が27.9%であったが、2015（平成27）年は34.2%、2019（令和元）年は84.2%とかなり高くなっている。その理由は【ウ】タクシーの普及による。2019年度で、福祉タクシー合計37,064台のうち、【ウ】タクシーは21,736台を占めている。

- ①ユニバーサルデザイン ②インクルーシブデザイン
③バリアフリー ④アクセシブル

(d) 下図は【エ】横断歩道の設計例である。道路の移動等円滑化に関するガイドラインによれば、下図のように【エ】横断歩道を採用する場合に、横断歩道接続部に縦断勾配5%以下ですりつけることは困難だが、交差道路にハンプ構造を採用することが可能である（細街路との交差部に限る）。

- ①ストレート
②スムース
③フラット
④ユニバーサル



※営利目的での利用は禁止します

第7問 設問(3) (各1点×4)

高齢者住宅・施設に関する次の(a)～(d)の記述の【ア】～【エ】部分にあてはまる最も適切な語句を下記の①～④の中から1つ選びなさい。

(a) 介護保険制度が始まる前の特別養護老人ホームでは、【ア】制度がとられていたが、2000（平成12）年度の「介護保険法」の施行に伴い、都道府県の指定を受けた特別養護老人ホームは指定介護老人福祉施設として、介護保険の施設サービスの対象となった。これにより、特別養護老人ホームは利用者と施設の間で直接契約を交わす形態へと変わった。

- ①措置 ②社会保険 ③障害福祉 ④公的扶助

(b) 介護老人保健施設は、病状安定期にあり、入院治療の必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする65歳以上の要介護高齢者を対象とする。医療ケアと生活サービスを合わせて提供する施設であり、慢性期医療と機能訓練によって【イ】ことを目的としている。

- ①重度の要介護高齢者の日常生活を支援する
②高齢期の安定的な居住を保障する
③慢性期の長期療養を支える
④自宅への復帰を促す

(c) かつては老人病院とも呼ばれた療養病床は、必ずしも治療の必要がないのに、家庭の事情などで入院を続ける「【ウ】入院」の温床と指摘されてきた。そのため、2024（令和6）年3月までに介護医療院などへ転換することとされ、現在は廃止されている。

- ①施設型 ②社会的 ③介護 ④措置

(d) 有料老人ホームは「老人福祉法」に規定される届出施設で、高齢者の福祉を図るため、その心身の健康保持および生活の安定のために必要な施設として整備されるものである。事業主体は【エ】、設置にあたっては建築確認後速やかに都道府県知事等へ届出を行うこととされている。

- ①制限がなく
②営利法人に限られており
③地方公共団体と社会福祉法人に限られており
④社会福祉法人と医療法人に限られており

※営利目的での利用は禁止します

第8問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第8問 設問(1)

高齢期のための福祉住環境整備に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 高齢者向け住宅については、1970年代から、高齢者だけで居住することができる環境を整備確保することを目的に、建設供給がなされてきた。公営住宅では、1980（昭和55）年まで原則として家族単位でしか入居が認められていなかったが、高齢者については、1970年代から単身での入居が認められており、当時から高齢者夫婦だけで生活するパターンが多く見られた。
- (b) 戸建住宅の質を向上させるために、1995（平成7）年に「長寿社会対応住宅設計指針」が建設省（現・国土交通省）で作成され、公共住宅だけでなく、民間で住宅を建てるときにもこれに従った設計がなされるようになった。車椅子使用者のみならず、身体機能の著しく低下した人や要介護の人の生活にも配慮されており、身体の状況に合わせてさまざまな人に適用できる基準として現在も参照されている。
- (c) 現行の介護保険制度における住宅改修では、20万円までの改修費に対し7～9割の保険金が支払われる。住宅の質の確保のための制度の一つとして重要なものであるが、高齢者への住宅施策として考えれば、この制度は要介護・要支援の高齢者に対してのみ適用されるものである。身体能力の自立した高齢者が住宅改修をした場合は、介護保険の被保険者であっても、原則的に全額自己負担となる。
- (d) 1980年代後半から公的な住宅の制度として、ハード面にとどまらず、ケアサービスなどとの組み合わせに特別に配慮された高齢者向け住宅が供給されるようになった。たとえば、公営住宅における「シルバーハウジング」や、軽費老人ホームの制度による「ケアハウス」などが挙げられる。

- ① (a)× (b)× (c)× (d)○
② (a)○ (b)○ (c)○ (d)×
③ (a)× (b)× (c)○ (d)○
④ (a)○ (b)○ (c)× (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第8問 設問（2）

高齢者住宅・施設の整備の変遷に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① わが国の高齢者住宅・施設は、1929（昭和4）年に制定された「救護法」に基づく「養老院」がその起源といえる。養老院は現在の有料老人ホームに相当するもので、創設当初から大手の民間企業が数多く参入し、自立高齢者を対象とした高級な施設が都市部を中心に数多く供給された。
- ② 1973（昭和48）年に改正「老人福祉法」が施行され、70歳以上の老人医療費の無料化が実施された。しかし、1980年代には、高齢者人口の増加とともに老人医療費の増大も顕著となってきたため、1982（昭和57）年に「老人保健法」が制定され、同法の施行により70歳以上の医療費無料制度は廃止された。
- ③ 1974（昭和49）年の石油危機後、高齢化対策については、施設整備だけでなく、在宅福祉・地域福祉にも注目が集まるようになった。この背景には、日本経済が安定成長から低成長へと移行する中で、高齢化に伴う社会的コストの増大を危惧する立場から、「日本は家族による支えを主とする『日本型福祉社会』をめざすべき」という発想があった。
- ④ 1989（平成元）年に策定された「ゴールドプラン」（※）は、高齢者施策について具体的な整備目標を数値化して示し、介護の社会化へ向けて一つの道筋をつけたものである。その後、日本社会を襲ったバブル経済の崩壊と平成大不況の進行という事態にもかかわらず、高齢者介護に関する国の予算は、このゴールドプランに沿って相対的に比重を高めていくことになった。
(※)「高齢者保健福祉推進十か年戦略」

※営利目的での利用は禁止します

第8問 設問（3）

介護保険法と高齢者住宅・施設に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 特別養護老人ホームについては、介護の必要性がより高い中重度の要介護者を支える機能を重視するという観点から、2015（平成27）年に新規入所者を原則要介護3～5の人に限定するという制度改革が行われた。厚生労働省の調査では、改正後、入所申込者（入所を希望しているが入所できていない者）の数は大きく減少しており、比較的容易に入所できるようになっている。
- (b) 「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者に対して提供される介護などのサービスをいう。このサービスは、「高齢者のための住宅」とケアサービスとの結合・連携を目指したもので、特定施設には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の3施設が該当する。
- (c) 認知症高齢者グループホームは、一定数の認知症高齢者が共同生活をする施設である。入居者は10～15人程度で一つの生活単位を構成し、暮らしの場において、職員から入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の世話や機能訓練などを効率的に受けながら生活する。
- (d) 介護医療院は、「介護保険法」における介護保険施設であるとともに、「医療法」上においても医療提供施設として位置づけられ、診察室や処置室などの設置が規定されているほか、医師や看護職員・介護職員の配置が義務づけられている。病状が安定期にある要介護高齢者の長期療養施設である介護療養型医療施設（介護療養病床）の廃止にあたり、担ってきた役割を代替するかたちで整備された。

- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○
② (a)○ (b)○ (c)○ (d)×
③ (a)× (b)× (c)× (d)○
④ (a)○ (b)○ (c)× (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第8問 設問（4）

高齢者住宅・施設の種類と機能に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 養護老人ホームは、65歳以上で、経済的理由のほか、家族や住居の状況など現に置かれている環境の下では居宅で生活することが困難と認められた高齢者が入所し、日常生活上必要な支援や、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練などを受ける施設である。希望者を対象とするが、介護保険の対象ではないため近年は希望者が少なく、新たな施設はほとんど整備されていない。
- ② ケアハウスは、軽費老人ホームの一形態で、60歳以上（夫婦の場合はどちらか一方が60歳以上）の高齢者が利用できる。身体が虚弱化した場合、従来は介護サービスが提供される特別養護老人ホームや有料老人ホームなどへ住み替えざるを得なかつたが、現在では、サービス提供体制の整ったケアハウスであれば、要介護状態になっても介護サービスを受けながら住み続けることができる。
- ③ 有料老人ホームは、厚生労働省が定める「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」により、「介護付」「住宅型」「健康型」の3つに大別される。このうち「介護付」は介護等のサービスが付いたもので、サービスは必ず施設の職員が提供することになっている。
- ④ シルバーハウ징は60歳以上の高齢者を対象とする公的賃貸住宅で、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば入居可）、高齢者のみからなる世帯が入所できる。また、事業主体の長が必要と認めた場合は、低額所得者、被災者、障害者、18歳未満の子どもを養育している者なども対象となる。

※営利目的での利用は禁止します

第9問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第9問 設問(1)

サービス付き高齢者向け住宅に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 2011（平成23）年の「高齢者住まい法」（※）の改正により、国土交通省と厚生労働省の共管によるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設された。これに伴い、従前の「高齢者円滑入居賃貸住宅」「高齢者専用賃貸住宅」「高齢者向け優良賃貸住宅」は現在、日常生活支援や介護などのサービスの提供を行わない、健康な高齢者向けの賃貸住宅として運営されている。
（※）「高齢者の居住の安定確保に関する法律」
- ② サービス付き高齢者向け住宅では、サービス面の要件として、(1)状況把握（安否確認）サービスおよび生活相談サービスを必ず提供することとされているが、併せて、(2)「入浴・排せつまたは食事の介護」「食事の提供」「洗濯・掃除等の家事」「健康管理」のうち少なくとも1つを提供することが義務づけられている。
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の登録基準として、各居住部分（住戸）の床面積については特に定めがないが、(1)水洗トイレ、(2)洗面設備、(3)浴室、(4)収納設備は、必ず住戸ごとに設置することとされており、必要な面積を確保することが求められる。共用部分にこれらの設備を設置し、共同利用できるようにした場合でも、各住戸への設置は義務づけられる。
- ④ サービス付き高齢者向け住宅の契約では、事業者が入居者から徴収できる金銭は、敷金、家賃、サービス費、家賃・サービス費の前払金に限られており、一般の賃貸住宅とは異なり、権利金、礼金、更新料などの徴収はできない。

※営利目的での利用は禁止します

第9問 設問（2）

サービス付き高齢者向け住宅の現状と今後の課題に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 国は、制度創設以降、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進の姿勢をとっており、事業主（建築主）に対して各種の支援策を行っている。具体的には、(1)建物の建設・改修費に対する補助、(2)土地・建物に対する各種の税制優遇、(3)住宅金融支援機構の融資制度などがある。
- (b) サービス付き高齢者向け住宅は創設以降、現在も漸増傾向が続いている、差別化が進んでいる。建物は、5階建から10階建が5割程度、50戸以上が6割程度を占めるなど、大規模なものが多くなっている。また、住戸面積は40m²以上が約6割を占めており、より暮らしやすい環境を求めた住戸が主流となりつつある。
- (c) サービス付き高齢者向け住宅には介護サービス事業所などを併設する住宅が多く、居住者の利便性が考慮されている。介護報酬でも、建物に併設する訪問系・通所系などの介護保険サービス事業所がサービス付き高齢者向け住宅の居住者に対して介護サービスの提供を行う場合は、通常よりも報酬を引き上げるなど、優遇策をとっている。
- (d) 制度創設以降、短期間で急増したサービス付き高齢者向け住宅であるが、継続して国の供給促進策がとられる一方で、サービス付き高齢者向け住宅も含め高齢者住宅・施設が供給過多になっている地域では思ったように入居者が集まらない住宅も目立つなど、運営面で懸念される事態も少なからず生じている。

- ① (a)○ (b)× (c)× (d)○
② (a)× (b)○ (c)○ (d)×
③ (a)× (b)○ (c)× (d)○
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第9問 設問（3）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下、セーフティネット住宅）に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) セーフティネット住宅とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅をいい、賃貸する事業を行う場合、賃貸人（大家）が、一定の基準を満たす賃貸住宅を所在地の市町村に登録するしくみである。都道府県は、各市町村で登録された住宅の情報を集約し、住宅確保要配慮者などに広く提供する。
- (b) セーフティネット住宅の登録は集合住宅の1住戸から可能であり、登録のためには面積・構造・設備を一定の基準に適合させる必要がある。この場合、都道府県・市町村は、自らが定める賃貸住宅供給促進計画において、耐震性等を除く登録基準の一部について強化または緩和することが可能である。
- (c) 住宅確保要配慮者専用の住宅に低額所得者が入居する際、その負担を軽くするために、入居者の家賃負担分を市場家賃から引き下げた場合、賃貸人等（登録事業者）は国と地方公共団体から減額分に対する一定の補助を受けることができる。これにより実質的には、入居者が低廉な家賃で住宅に入居することができる。
- (d) 「住宅確保要配慮者居住支援協議会」とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅などへの円滑な入居促進を図るため、「住宅セーフティネット法」（※）に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体などが連携して設立する団体である。主な活動として、住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の開発、運営を行っている。
- （※）「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」

- ① (a)○ (b)× (c)○ (d)×
- ② (a)× (b)○ (c)○ (d)×
- ③ (a)○ (b)× (c)× (d)○
- ④ (a)× (b)○ (c)× (d)○

※営利目的での利用は禁止します

第9問 設問（4）

高齢者住宅・施設の住環境に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 高齢者住宅・施設の利用者の平均要介護度をみると、介護療養型医療施設（現在は廃止）や介護医療院などの医療施設で高くなっている（2020（令和2）年現在）。一方、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者施設に比べて平均要介護度が低くなっている。
- ② ユニットケアとは、高齢者一人ひとりの個性や生活習慣などを尊重するため、施設の居室を10人程度の少人数のグループに分け、それぞれを一つのユニット（生活単位）として、ユニットごとに食事や入浴、アクティビティなどの日常生活を行い、少人数の家庭的な雰囲気の中で個別にケア（介護）をするというものである。
- ③ 国は、2018（平成30）年に、2025（令和7）年度時点で介護保険施設の合計入所定員のうちユニット型施設の入所定員割合を一定以上にする目標を立て、ユニット型施設の整備を推進してきたが、実際には思ったように進捗していない。その理由として、用地確保の難しさによる施設整備の遅れ、居住費負担の高さを敬遠する利用者の存在、介護職員不足などが指摘されている。
- ④ 医療・介護関連施策、とりわけ介護保険制度に言及するうえで必ず登場する「地域包括ケアシステム」とは、「医療介護総合確保推進法」（※）において、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「障害福祉」の3つのサービスが包括的に確保される体制であると定義されている。
(※)「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」

※営利目的での利用は禁止します

第10問 (各2点×4)

次の設問に答えなさい。

第10問 設問(1)

障害者向け住宅施策に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 障害者・障害児施策について都道府県や市町村が策定する計画として、「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」がある。この計画では、施設サービス、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの数値目標が設定されており、このうち施設サービスについては、希望しても施設入所・入院がかなわない障害者が多いことから、その充実を図る方向で計画が策定されている。
- (b) 「住生活基本法」に基づき策定される「住生活基本計画（全国計画）」は、国の住宅施策の基本的な計画を定めたものであり、計画には障害者向けの住宅施策も含まれている。初めて策定された2006（平成18）～2015（平成27）年度の計画では、住宅のバリアフリー化の促進、公的賃貸住宅と福祉施設との一体的整備の促進などが挙げられている。
- (c) 新築のUR賃貸住宅（旧・公団住宅）は、1991（平成3）年度より、設計・設備面で障害者に配慮した住宅の仕様を標準化しており、1996（平成8）年度からは設計・設備仕様のいっそうの拡充を行っている。具体的には、共用部分の廊下・階段における手すり設置、共用部分の車椅子対応、エレベーターにおける点字表示の標準化、3階以上の住棟のエレベーター設置などである。
- (d) 都道府県社会福祉協議会が実施主体である生活福祉資金貸付制度の一部門として、「リバース・モーテージ」制度が実施されている。低所得の高齢者世帯のうち一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する場合に、社会福祉協議会が当該不動産を購入し、毎月一定額の生活資金を支給するしくみである。利用者は、死亡または契約終了までその家に住み続けることができる。

- ① (a)× (b)○ (c)○ (d)×
- ② (a)○ (b)× (c)× (d)○
- ③ (a)× (b)× (c)× (d)○
- ④ (a)○ (b)○ (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第10問 設問（2）

障害者向け住宅施策に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 「公営住宅法」では、民間住宅を借り上げて公営住宅とすることや、公営住宅を福祉事業に活用したり、公営住宅と福祉施策との連携を強化したりすることも可能である。たとえば、公営住宅内に障害者福祉ホーム、デイサービスセンター、グループホーム等を併設することができる。
- (b) 住宅金融支援機構における、「フラット35」という長期固定金利住宅ローンにおいては、バリアフリータイプ住宅を建設する場合などに借入金利の優遇を行っている。この適用に際しては、床の段差解消、廊下・出入り口幅の確保、浴室面積の確保、階段の寸法・形状、手すりの設置など、公営住宅の仕様と同等以上とすることが義務づけられる。
- (c) 障害者住宅整備資金貸付制度は「障害者総合支援法」（※）による給付の一つで、障害者またはその同居世帯に対して居住環境を整備するため、障害者の専用居室等を増改築または改修するのに必要な資金の貸し付けを行うものである。申請は市町村に行い、障害支援区分の認定を受けることが必要である。
- (※)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- (d) 生活福祉資金貸付制度は、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、低所得世帯や障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯）または高齢者世帯に対して、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るために必要な経費を貸し付ける制度である。居住環境整備としては、住宅入居費・住宅資金などの貸し付けがある。

- ① (a)○ (b)○ (c)× (d)×
- ② (a)× (b)× (c)○ (d)○
- ③ (a)○ (b)× (c)× (d)○
- ④ (a)× (b)○ (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

禁無断転載

第10問 設問（3）

外出に関する福祉住環境整備に関する(a)～(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①～④の中から1つ選びなさい。

- (a) 道路から敷地内に入るとき、道路と敷地との境界線の道路側に設けられたL字溝の立ち上がり部分に段差があり、車椅子での通行が妨げられやすい。車椅子移動の自立を図る場合は、段差にスロープ化したコンクリートやゴム製ブロックなどを固定する方法が簡易であり、適切である。
- (b) 道路と玄関ポーチの間の通路面の仕上げについては、飛び石を用いたような凹凸ができやすい仕上げは避け、平坦な形状とする。これは、加齢とともにつま先が上がりにくくなり、わずかな段差でもつまずいて転倒する危険性が増すためである。
- (c) これまでの住宅では、通常、玄関の土間部分は玄関ポーチより一段高くなっている。室内の温度を保ち、すきま風やほこり、雨水の浸入を防ぐためのものであるが、現在では玄関戸の密閉性が高くなり、多くの住宅で段差は解消されている。「日本住宅性能表示基準」の高齢者等配慮対策等級5では、玄関ポーチと玄関土間の高低差は設けない（5mm以下）とされている。
- (d) 上がりがまちに踏台を設けるときは、踏台の高さは上がりがまち段差を2等分にするように設置し、奥行きは昇降しやすいよう余裕をもたせることが基本である。ただし、この高さ寸法が対象者の安全に昇降できる寸法を超える場合は、段数をさらに多くして、各段の高さを低くすることを考える。

- ① (a)× (b)○ (c)○ (d)×
- ② (a)× (b)○ (c)× (d)○
- ③ (a)○ (b)× (c)× (d)○
- ④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

※営利目的での利用は禁止します

第10問 設問（4）

国際機関における障害の分類に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 世界保健機関（WHO）が1980（昭和55）年に出版した国際障害分類（ICIDH）は、国際機関として初めて障害を分類したものである。ICIDHでは障害を生物学的レベル、個人レベル、社会レベルにおいてとらえており、それぞれ「機能障害」「活動制限」「参加制約」に分類・定義している。
- ② WHOは、ICIDHの改訂版として2001（平成13）年に国際生活機能分類（ICF）を採択した。ICIDHでは「障害」というマイナス面だけに注目していた分類が、ICFでは「生活機能」というプラス面に注目した分類に変わっている。
- ③ ICFでは、「環境因子」と「個人因子」を合わせたものを「背景因子」ととらえている。個人因子とは、個人の人生や生活の特別な背景であり、健康状態や健康状況以外のその人の特徴である。これらはどの次元の障害に対しても影響を与えるが、社会状況による違いが大きく、また個別性が高い要素であることから、分類としては扱われていない。
- ④ 障害と生活機能の理解に当たり代表的な概念モデルとして医学モデルと社会モデルがある。医学モデルでは障害への対処は治癒あるいは個人のよりよい適応と行動変容が目標とされる一方、社会モデルでは、障害のある人の社会生活分野への完全参加に必要な環境の変更・調整が、社会全体の行動責任であると考える。ICFは、これら2つのモデルを統合する考え方である。

※営利目的での利用は禁止します

第11問 設問（1）～（12）（各1点×12）

次の設問について、内容が適切であれば○を、不適切であれば×を選びなさい。

設問（1）

急性期や回復期などに病棟で行われるリハビリテーションは、原則として医療保険制度において実施される。ただし、要介護者・要支援者に対するリハビリテーションは、生活期における要介護者・要支援者に対する訪問や通所によるリハビリテーションや施設入所中の要介護者に対するリハビリテーションと同様に、介護保険制度により行われる。

設問（2）

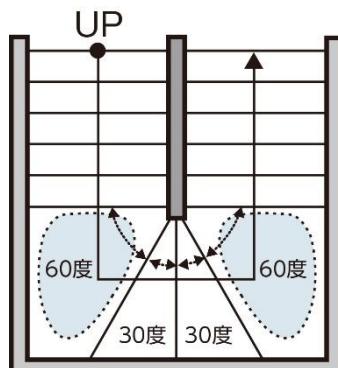
高齢者では複数の慢性疾患を有することで、各疾患への対症療法として複数の薬剤が投与されることが多いが、多剤服用の中でも害をなすものを特にポリファーマシーと呼ぶ。ポリファーマシーは、単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連した薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態である。

設問（3）

脳梗塞は、ラクナ梗塞、アテローム血栓性脳梗塞、心原性脳塞栓症のほか、その他の脳梗塞や原因不明の脳梗塞により分類される。アテローム血栓性脳梗塞とは、脳内奥深くの細い血管が動脈硬化や小さな血栓の飛来などによりふさがれるもので、病巣の大きさは通常で直径 15 mm以下となる。

設問（4）

下図を「吹き寄せ階段」という。吹き寄せ階段では、60度の段に広い平坦部分ができ、これを踊り場として利用して方向転換を行うことができるため、30度部分ではまっすぐに移動でき、からだの方向転換をしながら階段を昇降しなくともよくなる。



※営利目的での利用は禁止します

設問（5）

階段は、勾配が緩やかなほうが昇降しやすく安全である。「建築基準法」では、高齢者や障害者でも安全に昇降することができる基準を規定しており、階段の勾配が6/7以下、かつ蹴上げの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上で650mm以下であることを求めている。

設問（6）

可搬型（自走式）階段昇降機は、階段などに固定されない階段昇降機で、人が乗った車椅子に装着して使用するものと、昇降機の椅子に座り換えて移動するものがある。コンパクトで軽く、狭いスペースでも操作しやすいため、戸建住宅での階段移動に広く用いられている。

設問（7）

介護予防に関する評価は、「地域から要介護に陥るリスクを保持する高齢者を選定すること（スクリーニング）」と、「介護予防によってもたらされた効果判定を行うこと」の2つに大別される。要支援・要介護状態となるリスク保持高齢者を抽出するための「基本チェックリスト」は、介護予防におけるスクリーニングの基本であるといえる。

設問（8）

地域包括支援センターの職員配置については、原則として介護保険制度の第1号被保険者数3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の各1名の配置を必要としているが、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、現行の配置基準は存置しつつ、柔軟な職員配置が可能とされている。

設問（9）

2021（令和3）年6月、「障害者差別解消法」が改正され、2024（令和6）年4月1日に施行された。これにより、社会的障壁の除去の実施にかかる必要かつ合理的な配慮の提供について、国と地方公共団体等には法的義務が、民間事業者には努力義務が課せられた。

※営利目的での利用は禁止します

設問（10）

2019（令和元）年に竣工した国立競技場では、発達障害者グループからの強い要望により、国内で初めて競技場にカームダウン・クールダウン室を整備した。これは、観戦時にパニックが予想される場合の事前予防や、パニックになったときに少しでも気持ちを落ち着かせることができる場所として使用される。

設問（11）

わが国のハウスアダプテーションに対する制度は、建設省（現・国土交通省）による「長寿社会対応住宅設計指針」（1995（平成7）年）によって初めて成立した。これは、指針に沿った住宅改修を行う際に国から費用の給付を受けることができる制度で、現在は介護保険による住宅改修に受け継がれている。この指針によって住宅改修は一般世帯に普及し、利用者が増加した。

設問（12）

「障害者基本法」では、国等による障害者のための住宅施策の責務について定めている。具体的には、国と地方公共団体に対し、障害者のための住宅を確保すること、また、障害者の日常生活に適する住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じることを義務づけている。

※営利目的での利用は禁止します